

アルジェリアにおける問題点と要望

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1 外資参入規制	日機輸	(1)	外資出資比率制限	自動車組立における現地調達率要求が定められている一方で、外資の出資上限は49%に規制されている。政府が推進する自動車産業の発展に必要な部品製造業の中にはマジョリティをとることを前提とするメーカーもあり、進出の阻害要因となっている。	外資規制の見直し。	Finamce law 2016 Article 66
	日機輸	(2)	自動車組立に関する現地参入選定方針	自動車組立に関わる条件を政府が定め、一定条件を満たす法人への自動車組立への参入を認めている。一方で、政府は参入できる業者を一定数に限定する方針があるが、選定・限定方針がはっきりとしない。	組立業者選定基準の明確化、及び透明化。	Letter of prime minister dated 14 December 2017 (No.555/P.M.)
2 国産化要請・現地調達率と恩典	日機輸	(1)	現地調達率の計算の不明確	自動車組立における現調率要求及び、計算の法規により現地調達率の計算が定められているが、設備の減価償却等の費用の参入が認められているのか不明確。減価償却の参入が認められないのであれば、各組立業者に要求される3年目15%、5年目40~60%の現地調達率は非常に厳しい要求。	現調率計算の更なる明確化。	Executive Decree No.17-344 dated on 28 november, 2017
9 輸出入規制・関税・通関規制	フル工自動車部品	(1)	高輸入関税	非EU製品には15%の輸入関税が課せられる一方、EU製品は0%。	公正な競争のため非EU製品(日本製)の関税削減。	
	フル工自動車部品	(2)	輸入通関規定	2018年1月よりアルジェリアの輸入通関規定が変更され通関の都度、輸出地の商工会の認証が必要になった。 1月28日時点でどのような書類を用意すればよいか不明。	通関の度の書類提出の廃止。 必要書類の明確化。	
	日鉄連	(3)	輸入規制(輸入ライセンス制)	2016年1月14日、アルジェリア政府が2016年の鉄筋棒鋼輸入数量を200万トンに制限する旨、公布。2016年2月3日、施行。 (継続)		
	日機輸	(4)	完成車輸入クォータ制	2016年よりアルジェリア政府は完成車輸入クォータ制を採用しているが、クォータの配分の計算根拠が不明確である(これまで実績の少ない代理店に多くの割り当てがされる一方、実績のある代理店でもクォータ台数が少ないケースがある)。 又、2017年度はクォータがゼロとなり2018年度も継続されており、実質輸入正規代理店による完成車輸入が出来ない状態が続いている。	完成車クォータの配分基準の明確化。	Executive Decree No.15-306 dated on 6 December 2015
12 為替管理	日機輸	(1)	外貨送金各種規則の変更と恣意的運用	国外への外貨送金について、中央銀行の許可が必要だが、その許可基準や手続きが不透明であり、国外への送金が簡単にできない。 (継続)	柔軟性のある外貨管理制度への変更と法令等の不透明な適用の排除。	
13 金融	日機輸	(1)	内貨口座の開設の困難・利用制限	外国企業が開設できる内貨口座の開設・利用制限が厳しく、潤滑な企業活動に支障をきたす。 例えば、ブランド輸出契約において、契約毎にしか内貨通貨入金可能な口座を開設できず、同口座は契約終了と同時に強制的に解約せねばならず、補償期間中の支払や入金(税金の還付を含め)に対応できない事がある。また、入金内容については、契約対価、税金、保険等に限られ、固定資産売却や協力会社からの立替経費等の雑収入の入金が許可されていない。 (継続)	柔軟性のある金融制度への変更と法令等の不透明な適用の排除。	

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14 税制	日機輸	(1)	租税条約の未締結	既に条約締結済みのアジア諸国(韓国・中国)や欧州諸国(フランス・イタリア等)に比べ、投資及びプラント輸出受注競争において劣後する環境に置かれている。 (継続)	租税条約締結に向けた早期の交渉開始。	
24 法制度の未整備、突然の変更	日機輸	(1)	法制度・許認可制度の不透明・曖昧	通関手続き、許認可制度(例: ARH: 高圧ガス設備認可)、税制等、手続きと運用両方について不透明なためプラント建設にあたって度々支障が生じている。外国企業が軒並み直面している課題である。	税制や各種法令・許認可については、外資企業に対話機会を提供するとともに、十分かつ妥当な説明を実施するなど透明性を確保して頂きたい(既に日本を含む外資企業の現地大使館から現地当局に改善要請を出している模様だが、改善されていない状況)。	